

○重要文化財岡山城西丸西手櫓管理規則

昭和45年10月23日

市教育委員会規則第12号

改正 平成21年3月24日市教育委員会規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）に定めるもののほか、重要文化財岡山城西丸西手櫓（以下「西手櫓」という。）の保存のための管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「西手櫓」とは、法により重要文化財に指定された西手櫓をいう。

(管理者)

第3条 西手櫓の管理は、岡山市教育委員会（以下「管理者」という。）又は、その委任を受けた者がこれにあたる。

(管理事務局)

第4条 管理者は、西手櫓を管理するため管理事務局を文化財課に置く。

2 管理事務局長（以下「事務局長」という。）は、教育長をもつてこれにあたる。

(管理員)

第5条 事務局長は、管理員を任命し、管理員は、事務局長の命により管理の実務を担当する。

2 管理員の実務については、別に定める。

(行為の禁止)

第6条 西手櫓において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 発火性又は、引火性等の危険物を持ち込むこと。
- (2) 指定場所以外で、喫煙・たき火等の火気を取り扱うこと。
- (3) 西手櫓を物置き等の他の目的に利用すること。
- (4) 落書き等により汚損・き損すること。
- (5) 許可なく広告もしくは、これに類するはり紙等をし、又は配布すること。

(6) その他、管理者が不相当と認めること。

(防災施設の正常保持)

第7条 事務局長は、火災報知機の正常作動検査並びに、避雷針の接地抵抗試験等を適時実施し、防災施設の正常保持に努めなければならない。

(き損等)

第8条 西手櫓が一部滅失もしくはき損した場合は、すみやかに文化庁に報告し、その指示をもつて処置し、急を要するもの及び軽微なものについては、管理者において修理・復旧又は応急の処置をとるものとする。

(公開)

第9条 西手櫓の公開については、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年市教育委員会規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。